

令和元年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。

令和元年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

(1) 情報提供件数

17件（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
0	0	3	12	2	17

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
9	0	0	2	6	17

関係法による分類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合計
5	4	6	2	17

結果		
調査		他県等への 情報回付
指導あり	指導なし	
3	13	1

2 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
豆菓子を購入したところ、袋の表面には千葉県産のシールが貼られていたが、裏面の食品表示のシールには中国産と書かれていた。	当課より、製造者に対し商品の表示内容の確認及び聞き取り調査を行ないました。 その結果、千葉県産の商品に、他の商品の食品表示を誤って貼り付けていたことを確認したので、今後誤りがないように表示指導を行ないました。
豆菓子を購入したところ、豆の産地が表示されていなかった。他の商品を見ると、産地の表示をしているものもある。産地の表示はしなくてもよいのか。	平成29年に食品表示基準が改正され、国内で製造された加工食品では、1番多い原材料の産地又は製造地の表示が義務付けられました。令和4年3月末までが本制度に食品業者が対応するための猶予期間となっています。現時点ではまだ産地の表示をしていない加工食品もありますが、今後は表示されていきます。